地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 29 年 7 月 21 日

京都府知事　　山 田　啓 二

1　入札に付する事項

(1)　業務の名称及び数量

京都府流域下水道公営企業会計システム構築及び運用保守業務　一式

(2)　業務の仕様等

仕様書のとおり

(3)　委託期間

システム構築等　契約締結日以降～平成 30 年 3 月 26 日

運用保守　　平成 30 年 3 月 27 日～平成 35 年 3 月 26 日

(4)　履行場所

仕様書に指示する場所

2　契約条項を示す場所等

(1)　契約条項を示す場所、仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒 602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府環境部水環境対策課

電話番号（075）414-5206

(2)　仕様書の交付期間等

ア　平成 29 年 7 月 21 日（金）から平成 29 年 7 月 27 日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）の間交付する。

イ　原則として、上記期間に、京都府環境部水環境対策課のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、２の(1)の場所に問い合わせの上、交付を受けること。

3　入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

4　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、５に掲げる資格審査の項目について審査を受け、合格と判定されたものであること。

ア　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者。

イ　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ　平成29年４月１日（以下「審査基準日」という。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者

エ　一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

オ　契約の履行後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを府の求めに応じて速やかに提供することができると認められない者

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者

（ア）　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ）　暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2)　申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3)　過去２年間に、国または地方公共団体等と直接締結した契約において、仕様書に示した同種の実績を有する者

5　資格審査の項目

(1)　審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額

(2)　審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率

(3)　審査基準日の従業員数

(4)　審査基準日までの営業年数

(5)　審査基準日の直前の２営業年度の平均契約金額

(6)　審査基準日の経済産業省認定情報処理技術者数

(7)　４の(1)のアからキに該当する事実の存否

6　一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び添付資料を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1)　申請書の交付期間等

ア　交付場所

２の(1)に同じ。

イ　交付期間等

２の(2)に同じ。

(2)　申請書等の提出期間等

ア　提出期間

２の(2)に同じ。

イ　提出場所

２の(1)に同じ。

ウ　提出方法

（ア）　持参により提出する場合

提出期間中の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

（イ）　郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ　添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、本府の平成 28 ～ 30 年度情報システム開発等業務の委託契約に係る競争入札参加資格者名簿に現在登録されている者は、既に提出している（ア）から（ウ）まで、（キ）及び（サ）に掲げる書類（（サ）に掲げる書類にあっては、４の（１）のカ及びキに該当しないことを証する書類に限る。）であって、その内容に変更がないものの添付を省略することができる。

（ア）　法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第１項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

（イ）　府税納税証明書

（ウ）　消費税及び地方消費税納税証明書

（エ）　営業経歴書

（オ）　技術者経歴書

（カ）　営業実績調書

（キ）　法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

（ク）　印鑑証明書

（ケ）　５の(6)に規定する審査項目を証する書類

（コ）　権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

（サ）　４の(1)のエからキまでに該当しないことを証する書類

オ　契約保証金にかかる要件確認資料

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 159 条第２項第３号に該当し、契約保証金の免除を希望する者にあっては、納入実績調書

に、過去２年間に国または地方公共団体等と直接締結した契約において、仕様書で示した同種の実績を１件以上記入すること。

カ　資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

キ　その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

7　参加資格を有する者の名簿への登載

３及び４について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府流域下水道公営企業会計システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

9　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、８による資格審査の結果を通知した日から平成 30 年３月 31 日までとする。

10　参加資格の承継

(1)　参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（３又は４の(1)のア、カ若しくはキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人

イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人が法人を設立したときは、その法人

エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2)　(1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3)　(2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11　参加資格の取消し

(1)　参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2)　参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、３年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に

ついても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3)　(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時、場所等

ア　日時

平成 29 年 8 月 3 日（木 ）午後 2 時

イ　場所

京都府庁２号館１階　総務部入札課入札室

ウ　郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

（ア）　受領期限

平成 29 年 8 月 2 日（水）

（イ）　提出先

２の(1)に同じ。

(2)　入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3)　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　業務費の内訳

ア　入札書の提出に併せ、業務費内訳書（様式自由）を提出すること。なお、再度入札を行う場合は、業務費内訳書の提出を要しない。

イ　入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ　業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5)　開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(6)　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　３及び４に掲げる資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(7)　落札者の決定方法

規則第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9)　契約書作成の要否

要する。

13　質問回答

(1)　仕様書等に関する質問については、別記様式に記入し、平成 29 年 7 月 31 日(月)正午までに、持参、Ｅメール、ＦＡＸ又は郵送（いずれも期限必着）により、当該入札に関する事務を担当する組織へ提出すること。

(2)　持参以外で質問書を提出する場合には、念のためＥメール送信、ＦＡＸ送信又は郵送した旨を電話連絡すること。

(3)　回答については、閉庁日を除く３日以内に行う。回答受領方法（来課、郵送又はＥメール、ＦＡＸ）については、質問書を提出する際に指定すること。指定がない場合は、Ｅメールにより交付する。

14　入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を落札者から徴収する。

15　契約保証金

京都府会計規則第１５９条第１項の規定により、落札者に契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付させる。ただし、落札者が規則第１５９条第２項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

16　その他

(1)　府の翌年度以降の歳入歳出予算において、運用保守業務に係る支払うべき費用が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(2)　１から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(3)　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(4)　入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合には、これを提示すること。

(5)　入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、審査結果通知書のほか、印鑑、名刺、身分証明書を持参すること。